

お知らせ

総合行政相談

日時 4月26日(土)13時30分～16時

※最終受付15時30分

会場 市民会館小会議室

内容 国の仕事や特殊法人に関すること、年金、雇用、労災などの困りごと、金銭、相続などの民事法律相談

相談員 行政相談委員

定員 5人 ※1人30分

その他 要事前申し込み

問合せ・申込先 生活環境課(☎33-3131内線2363)

盤尻パークゴルフ場オープン

開設期間 4月29日(火)～11月3日(月)

各日8時～17時 ※最終受付16時

開設場所 盤尻パークゴルフ場(盤尻20-7)

利用料金 【市内】600円、【市内中学生以下、65歳以上、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者】400円、【市外】1,000円 ※1人1日あたり

その他 クラブとボールの貸し出し1セット200円、雪解けなどの事情によりオープン日の変更

になる可能性あり

問合せ先 花と緑・観光課(☎33-3131内線2521)

恵庭溪谷周辺施設オープン

滝めぐりや森林浴、アスレチック遊具など、家族で楽しめます。

開設期間 4月29日(火)～11月3日(月)

開設場所 緑のふるさと森林公園(各日9時～17時 ※無休)、えにわ湖自由広場・桜公園、白扇の滝滝見広場

その他 雪解けなどの事情によりオープン日が変更になる可能性あり

問合せ先 花と緑・観光課(☎33-3131内線2521)

【エコバス】ダイヤ改正と新規路線試験運行

7月よりエコバス(Aコース・Bコース)のダイヤ改正と新規路線(Cコース・Dコース)の試験運行を開始します。詳細は、広報えにわ6月号に掲載する予定です。

問合せ先 生活環境課(☎33-3131内線1187)

道路の損傷などについて

市では、市道の異常箇所(道路の穴、街路灯が消えているなど)

を早期に発見して、補修作業を行っています。道路の異常を見つけたときは、問合せ先までお知らせください。

問合せ先 管理課(☎33-3131内線2411)



固定資産税の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額を、縦覧帳簿により他人の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

縦覧期間 4月1日(火)～30日(水)

縦覧場所 税務課固定資産税土地・家屋担当(19窓口)

縦覧できる物件 土地の納税者▶市内の土地、家屋の納税者▶市内の家屋 ※いずれも固定資産税が課税されている物件が対象

必要書類 ①令和6年度または令和7年度の納税通知書②本人確認ができるもの、またはそれに準ずるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)③納税者からの委任状

縦覧できる人・用意する書類 納税者▶①または②、納税者と同世帯の親族、納税管理人▶①、代理人▶②および③

その他 借地人、借家人も借用物

令和7年度 恵庭市重度障がい者タクシー料金助成事業



在宅の重度障がい者の外出支援としてタクシーチケットを交付しています。

※次の(ア)～(エ)のすべてに該当する人が助成対象者となります。

(ア) 障がい要件：次の(1)～(3)のいずれかに該当すること

- 1～2級の身体障害者手帳を有し、次の①～⑫の障がいのいずれかに該当する人
 - ①下肢
 - ②体幹機能
 - ③乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動機能
 - ④視覚
 - ⑤心臓
 - ⑥じん臓(タクシー料金の助成を受けた場合でも令和7年度上期・下期人工透析患者通院交通費助成を受給することができます)
 - ⑦呼吸器
 - ⑧ぼうこう
 - ⑨直腸
 - ⑩小腸
 - ⑪免疫機能
 - ⑫肝臓
- (2) 療育手帳A判定の人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の人

※不明な点は、問い合わせください。なお、申請は手帳を持参のうえ、障がい福祉課または島松支所、恵み野出張所で手続きください。

(イ) 住所要件：恵庭市に住居を有すること

(ウ) 居宅要件：次の(1)、(2)のいずれにも該当すること

- (1) 施設入所をしていないこと(グループホーム除く)
- (2) 病院に3か月以上入院中ではないこと(入院中の人は退院後に申請ができます)

(エ) 所得要件：次の(1)または(2)に該当すること

- (1) 18歳以上の人(4月1日現在)
対象者および配偶者が令和5年分(7月以降は令和6年分)所得税非課税
- (2) 18歳未満の人(4月1日現在)
対象者の属する世帯全員(親、保護者)が令和5年分(7月以降は令和6年分)所得税非課税

問合せ・申請先 障がい福祉課(☎33-3131内線1219)

件の内容の確認可。本人確認ができるものと賃貸契約書などを持参。令和7年度の納税通知書は4月8日(火)に発送予定

問合せ先 税務課(☎33-3131内線1417)

子ども・子育て

教育施設等医療的ケア支援

市内教育施設などにおいて、たんの吸引や導尿などの医療的ケアが必要な子どもの保護者負担を軽減するため「恵庭市教育施設等巡回看護師派遣事業」を実施しています。

対象 市内の小・中学校、学童クラブ、保育園、認定こども園に在籍する子どもの保護者

問合せ先 児童・生徒▶教育支援課(☎33-3131内線1631)、学童クラブ・園児▶えにわっこ応援センター(☎33-3131内線1241)

全国学力・学習状況調査などの結果公表

令和6年度に実施した調査のうち、恵庭市の児童・生徒に関する結果を公表します。

公表内容 ①全国学力・学習状況調査(学力テスト・学習等に関

するアンケート) ②全国体力・運動能力、運動習慣等調査(体力テスト・運動習慣等に関するアンケート)

公表方法 市ホームページに掲載、閲覧用冊子の設置

公表場所 市民会館教育委員会事務局、島松支所、恵み野出張所

公表期間 令和8年3月31日(火)まで

問合せ先 教育総務課(☎33-3131内線1623)

紙おむつ使用世帯等ごみ袋無償配布

対象 令和7年4月1日現在で恵庭市に住所があり、3歳未満の乳幼児がいる世帯 ※生まれた月から3歳の誕生日の前月までが交付対象

配布時期・方法 5月1日以降、郵送にて配送予定

配布枚数 容量10リットルを月10枚×該当月分(最大120枚)

その他 住民基本台帳から対象者を抽出・確認するため申請手続き不要。基準日後に転入・出生した世帯には、転入・出生手続き時に、えにわっこ応援センター窓口で配布

問合せ先 子ども政策課(☎33-3131内線1237)

各種手当の金額改定

法律に基づき物価スライド制を採用していることから、次のとおり改定します。

■特別児童扶養手当改定額(月額)

種別	改定前月額	改定後月額
特別児童扶養手当(1級)	55,350円	56,800円
特別児童扶養手当(2級)	36,860円	37,830円

■特別障害者手当等改定額(月額)

種別	改定前月額	改定後月額
特別障害者手当	28,840円	29,590円
障害児福祉手当	15,690円	16,100円

■児童扶養手当

区分	改定前月額	改定後月額
全額支給	45,500円	46,690円
一部支給	10,740円 ~ 45,490円	11,010円 ~ 46,680円

※2人目以降の児童の加算額も改定されます

改定月 令和7年4月分から

問合せ先 特別児童扶養手当、児童扶養手当▶えにわっこ応援センター(☎33-3131内線1243)、特別障害者手当等▶障がい福祉課(☎33-3131内線1216)

特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金

高齢者などを対象に、特殊詐欺防止機能付き電話機などの導入費用を一部補助します。

■対象となる人 ※1世帯につき1台まで

- ・65歳以上で恵庭市に居住しており、住民基本台帳に記録されている人
- ・上記の人と同世帯の人

■対象となる機器

下記のいずれかの機器で、市内業者から購入したものに限り

- ・通話録音装置
固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器
- ・着信拒否装置
固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否または通知する機能を有する機器
- ・固定電話機
通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

■補助金額

対象機器の購入および設置費(上限1万円)

■必要書類

- ・補助金交付申請書
- ・購入予定の機器の見積書
- ・購入予定の機器の機能を確認できる書類(カタログ、取扱説明書など)
- ・住所、氏名および生年月日が確認できる身分証明書

申請期限

- 令和8年2月28日(土)
- ※機器購入前に必要書類を申込先に提出(機器購入後の申請不可)
- ※申請期限内であっても、予算の上限に達し次第、終了する場合あり

問合せ・申請先: 生活環境課
(☎33-3131内線2363)